

R4 年度第 6 回高松圏域自立支援協議会運営会議

日時) R4 年 11 月 11 日 (金) 9:20-10:50

場所) かがわ総合リハビリテーションセンター福祉センター第 1 研修室

参加機関) 敬称略

高松市健康づくり総務課 (欠) 高松市健康づくり推進課難病担当 高松市社会福祉協議会

香川中部養護学校 高松養護学校 高松市健康づくり推進課精神保健係 (欠)

高松市障がい福祉課 三木町福祉介護課 (欠) 直島町住民福祉課 (欠)

就労支援部会) かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設

障害者就業・生活支援センターオリーブ

精神保健福祉部会) 障害者地域生活支援センターほっと

相談支援部会) 障害者生活支援センターたかまつ

身体障害者支援部会) 障害者生活支援センターあい

知的障害者支援部会) 相談支援センターりゅうん

発達障害部会) 発達障害者支援センター「アルプスカガワ」

こども部会) 地域生活支援センターこだま

医療的ケア部会) 一般社団法人 garyu

当事者団体・家族会連絡会) 相談支援事業所ライブサポートセンター

居宅サービス事業所連絡会) 高松市社会福祉協議会訪問介護事業所

地域活動支援センタークlima

会長、事務局) 高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

議題)

- ① 【テーマ1 災害時を見据えた障害者の支援をどのように展開するべきか?】 (45 分間程度)
- ② 【テーマ2 ヘルパーの横のつながり作り、地域課題の対応方法について検討する。】 (20 分間程度)
- ③ 各部会より (15 分間程度)
- ④ 事務局より (10 分間程度)
- ⑤ ・B 型事業所連絡会について
 - ・日中支援型グループホームについて
 - ・モニタリング結果検証について

* 次回 12/9 (金) 第 1 研修室です。

高松圏域自立支援協議会災害時への取り組み今後の流れ（案）

| 月 | 運営会議 |
|-------------|--|
| 11月 45分間 | <ul style="list-style-type: none"> ・モデルケース選定のための対象エリア提案 ・今後の流れ（案）提案 ・検討チームの提案 |
| 12月 45分間 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取り扱い、アセスメント、プランについて、災害時WGの取り組み等を参考に検討 |
| 1月 30分間 | ↓ |
| 2月 45分間 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取り扱い、アセスメント、プランについて提案 ・各部会にてモデルケース選定開始 |
| 3月 45分間 | <ul style="list-style-type: none"> （モデルケース集約） |
| R5年度 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・モデルケース集約報告 <p>以降、各モデルケースの検討を検討チームが進捗管理し、定期的に運営会議へ報告。</p> |

○検討チーム（案）

モデルケースが決まったあと、ケースの進捗を管理し運営会議に報告する。

相談支援事業所より1か所・高松市社会福祉協議会・障がい福祉課・健康福祉総務課

○モデルケース

・各部会より選出（学校はこども部会、保健センターは精神保健福祉部会から、モデルケースがある場合は選出してもらう）。全体で10ケース程度を想定。

・選定基準

居住エリアがリスクのある地域である→避難行動に困難がある→障がい福祉サービスを利用している（もしくは主たる支援機関がある）→モデルケースとなることに同意いただける方

例） 下線部は新しく加わる機関 *関わりの濃淡はあっても、相談支援専門員と、地域をつなぐ市社協地域担当の方には参加してもらいたい。

| | | |
|--|--|---|
| <p>モデルケース A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人 ・計画相談担当相談支援専門員 ・サービス管理責任者 ・市社協地域担当 | <p>モデルケース B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人 ・ご家族 ・基幹地域拠点相談支援専門員 ・市社協地域担当 | <p>モデルケース C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人 ・訪問看護 ・基幹地域拠点相談支援専門員 ・市社協地域担当 |
|--|--|---|

河川・高潮災害時浸水高

| コミ名 | 町名 | 洪水時 浸水高(m) | 土砂災害 | 高潮時 浸水高(m) |
|------|-------|---------------|------|---------------|
| 亀早 | 旅籠町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 亀早 | 中新町 | 0 | 0 | 0 |
| 亀早 | 天神前 | 1 | 0 | 0 |
| 亀早 | 中央町 | 1 | 0 | 0 |
| 亀早 | 中野町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 亀早 | 亀岡町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 亀早 | 紫雲町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 亀早 | 西町 | 0.5 | 土砂災害 | 1 |
| 亀早 | 西町 | 2 | 土砂災害 | 2 |
| 亀早 | 西町 | 1 | 8 | 2 |
| 亀早 | 西町 | 2 | 0 | 2 |
| 亀早 | 幸町 | 1 | 0 | 2 |
| 亀早 | 峰山町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 日新 | 新北町 | 1 | 0 | 2 |
| 日新 | 瀬戸内町 | 1 | 0 | 2 |
| 二番丁 | 扇町 | 2 | 0 | 2 |
| 二番丁 | 昭和町 | 1 | 0 | 2 |
| 二番丁 | サンポート | 0.5 | 0 | 2 |
| 二番丁 | 錦町 | 2 | 0 | 2 |
| 二番丁 | 浜ノ町 | 1 | 0 | 2 |
| 四番丁 | 番町 | 2 | 0 | 2 |
| 四番丁 | 玉藻町 | 1 | 0 | 2 |
| 四番丁 | 丸の内 | 0.5 | 0 | 2 |
| 四番丁 | 内町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 四番丁 | 寿町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 四番丁 | 西の丸町 | 1 | 0 | 2 |
| 四番丁 | 西内町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 四番丁 | 兵庫町 | 1 | 0 | 2 |
| 四番丁 | 古新町 | 1 | 0 | 1 |
| 四番丁 | 扇屋町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 四番丁 | 紺屋町 | 0 | 0 | 1 |
| 四番丁 | 鍛冶屋町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 四番丁 | 丸亀町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 四番丁 | 南新町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 四番丁 | 亀井町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 築地 | 瓦町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 築地 | 田町 | 0 | 0 | 0 |
| 築地 | 塩屋町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 築地 | 築地町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 築地 | 塩上町 | 0 | 0 | 2 |
| 築地 | 八坂町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 築地 | 福田町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 築地 | 常盤町 | 0 | 0 | 1 |
| 築地 | 古馬場町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 築地 | 御坊町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 新塩屋町 | 今新町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 新塩屋町 | 大工町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 新塩屋町 | 百間町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 新塩屋町 | 片原町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 新塩屋町 | 鶴屋町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 新塩屋町 | 本町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 新塩屋町 | 北浜町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 新塩屋町 | 朝日町 | 0 | 0 | 2 |
| 新塩屋町 | 東浜町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 新塩屋町 | 城東町 | 1 | 0 | 2 |
| 新塩屋町 | 朝日新町 | 0 | 0 | 2 |
| 新塩屋町 | 通町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 新塩屋町 | 井口町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 新塩屋町 | 末広町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 新塩屋町 | 福岡町 | 0.5 | 0 | 3 |
| 松島 | 松福町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 松島 | 松島町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 花園 | 東田町 | 0 | 0 | 0 |
| 花園 | 多賀町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 花園 | 花園町 | 0.5 | 0 | 1 |
| 花園 | 観光通 | 0.5 | 0 | 2 |
| 花園 | 観光町 | 0 | 0 | 2 |
| 花園 | 上福岡町 | 0.5 | 0 | 2 |
| 栗林 | 藤塚町 | 0 | 0 | 1 |
| 栗林 | 栗林町 | 0.5 | 0 | 0 |

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 災害なし…………… | 14町 | 8% |
| 1種類災害あり… | 59町 | 36% |
| 2種類災害あり… | 86町 | 52% |
| 3種類災害あり… | 7町 | 4% |





河川・高潮災害時浸水高

| コミ名 | 町名 | 洪水時 浸水高(m) | 土砂災害 | 高潮時 浸水高(m) |
|-----|-------|---------------|------|---------------|
| 栗林 | 桜町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 栗林 | 橋上町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 栗林 | 花ノ宮町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 栗林 | 上之町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 栗林 | 室町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 栗林 | 室新町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 鶴尾 | 東ハセ町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 鶴尾 | 西ハセ町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 鶴尾 | 紙町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 鶴尾 | 松並町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 鶴尾 | 西春日町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 鶴尾 | 勅使町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 鶴尾 | 田村町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 鶴尾 | 上天神町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 太田 | 三条町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 太田 | 今里町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 太田 | 松縄町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 太田 | 伏石町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 太田南 | 太田下町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 太田南 | 太田上町 | 0 | 0 | 0 |
| 木太 | 木太町 | 5 | 0 | 3 |
| 古高松 | 春日町 | 5 | 0 | 2 |
| | | 5 | 土砂災害 | 1 |
| | | 2 | 土砂災害 | 1 |
| 屋島 | 屋島東町 | 0 | 土砂災害 | 1 |
| 屋島 | 屋島中町 | 0 | 0 | 1 |
| | | 5 | 土砂災害 | 2 |
| 前田 | 前田西町 | 5 | 土砂災害 | 0 |
| 前田 | 前田東町 | 5 | 0 | 0 |
| 前田 | 龜田町 | 1 | 0 | 0 |
| 川添 | 元山町 | 2 | 0 | 0 |
| 川添 | 東山崎町 | 2 | 0 | 0 |
| 川添 | 下田井町 | 1 | 0 | 0 |
| 林 | 林町 | 0 | 0 | 0 |
| 林 | 六条町 | 2 | 0 | 0 |
| 林 | 上林町 | 0 | 0 | 0 |
| 三谷 | 三谷町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 多肥 | 多肥下町 | 0 | 0 | 0 |
| 多肥 | 多肥上町 | 0 | 0 | 0 |
| 多肥 | 出作町 | 0 | 0 | 0 |
| 仏生山 | 仏生山町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 一宮 | 三名町 | 0 | 0 | 0 |
| 一宮 | 鹿角町 | 1 | 0 | 0 |
| 一宮 | 成合町 | 1 | 0 | 0 |
| 一宮 | 一宮町 | 1 | 0 | 0 |
| 一宮 | 寺井町 | 1 | 0 | 0 |
| 川岡 | 川部町 | 0 | 0 | 0 |
| 川岡 | 岡本町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 円座 | 円座町 | 1 | 0 | 0 |
| 円座 | 西山崎町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 檀紙 | 檀紙町 | 0 | 0 | 0 |
| 檀紙 | 御庭町 | 1 | 0 | 0 |
| 檀紙 | 中間町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| | | 2 | 土砂災害 | 2 |
| | | 1 | 土砂災害 | 1 |
| 弦打 | 飯田町 | 2 | 0 | 0 |
| 鬼無 | 鬼無町 | 5 | 土砂災害 | 0 |
| 香西 | 香西本町 | 1 | 0 | 2 |
| 香西 | 香西東町 | 2 | 0 | 2 |
| 香西 | 香西南町 | 1 | 0 | 1 |
| 香西 | 香西西町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 香西 | 香西北町 | 0 | 土砂災害 | 2 |
| 下笠居 | 神在川窪町 | 0 | 土砂災害 | 2 |
| 下笠居 | 植松町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 下笠居 | 中山町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 下笠居 | 生島町 | 0 | 土砂災害 | 2 |
| 下笠居 | 龜水町 | 0 | 土砂災害 | 2 |
| 女木 | 女木町 | 0 | 土砂災害 | 2 |
| 男木 | 男木町 | 0 | 土砂災害 | 2 |
| 川島 | 由良町 | 2 | 土砂災害 | 0 |

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 災害なし…………… | 14町 | 8% |
| 1種類災害あり… | 59町 | 36% |
| 2種類災害あり… | 86町 | 52% |
| 3種類災害あり… | 7町 | 4% |

河川・高潮災害時浸水高

| コミ名 | 町名 | 洪水時 浸水高(m) | 土砂災害 | 高潮時 浸水高(m) |
|------|--------|---------------|------|---------------|
| 川島 | 川島本町 | 2 | 0 | 0 |
| 川島 | 川島東町 | 1 | 0 | 0 |
| 川島 | 池田町 | 2 | 0 | 0 |
| 十河 | 小村町 | 0.5 | 0 | 0 |
| 十河 | 龜田南町 | 2 | 0 | 0 |
| 十河 | 十川西町 | 0 | 0 | 0 |
| 十河 | 十川東町 | 0 | 0 | 0 |
| 東植田 | 東植田町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 東植田 | 菅沢町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 西植田 | 西植田町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 塩江 | 塩江町 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 香南 | 香南町 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 大野 | 香川町大野 | 1 | 0 | 0 |
| 大野 | 香川町寺井 | 1 | 0 | 0 |
| 浅野 | 香川町浅野 | 0 | 土砂災害 | 0 |
| 川東 | 香川町川東 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 川東 | 香川町川内原 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 川東 | 香川町東谷 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 川東 | 香川町安原下 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 国分寺北 | 国分寺町新居 | 1 | 土砂災害 | 0 |
| 国分寺北 | 国分寺町国分 | 1 | 土砂災害 | 0 |
| 国分寺南 | 国分寺町福家 | 2 | 土砂災害 | 0 |
| 国分寺南 | 国分寺町柏原 | 0.5 | 土砂災害 | 0 |
| 国分寺南 | 国分寺町新名 | 2 | 土砂災害 | 0 |
| 庵治 | 庵治町 | 0 | 土砂災害 | 2 |
| 牟礼 | 牟礼町 | 0 | 土砂災害 | 2 |

| | | | |
|--|-----------|-----|-----|
|  | 災害なし…………… | 14町 | 8% |
|  | 1種類災害あり… | 59町 | 36% |
|  | 2種類災害あり… | 86町 | 52% |
|  | 3種災害あり… | 7町 | 4% |

案

令和 4 年 11 月 日

居宅介護事業所 各位

高松圏域自立支援協議会

会長

(公 印 省 略)

高松圏域自立支援協議会「第1回居宅サービス事業所連絡会」の開催について（ご案内）

秋冷の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様は居宅サービス事業を運営する中でさまざまな問題に直面されていることと思います。当協議会では、特に一事業所だけでは対応しきれないような問題を、高松圏域の居宅介護事業所で共有し力を合わせることで解決していくことを目的として、今年度第1回目の居宅サービス事業所連絡会を開催いたします。

つきましては、何かとご多忙とは存じますが、貴事業所管理者様、またはサービス提供責任者様の本連絡会への参加について、ご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象者 高松圏域（高松市・三木町・直島町）内にある居宅介護事業所の管理者またはサービス提供責任者（各事業所1名まで）
- 2 日 時 令和4年12月21日（水）10：30～12：00（受付10時15分～）
- 3 場 所 かがわ総合リハビリテーションセンター 第1・第2研修室
高松市田村町1114番地
※香川県内の新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、会場とオンライン参加のハイブリッド形式、または開催中止になることがあります。
- 4 プログラム
10：30～11：30 コロナ対応に関する情報交換
(Garyu さんによるガウンテクニクの実技指導あり)
11：30～12：00 困りごとに関する情報交換
- 5 出欠について
別紙連絡票に必要事項をご記入の上、令和4年12月2日までにメールまたはFAXにてお知らせください。
なお、研修会当日、風邪症状や発熱のある方は参加をお控えいただきますようお願い致します。

送付先 高松市社会福祉協議会 宛
 FAX 087-811-5258 (送信票不要)
 Mail: takashoumonkaigo@ca.pikara.ne.jp

第1回居宅サービス事業所連絡会（12/21）出欠連絡票

出席 ・ 欠席

| | | | |
|------|-------------------------------|--|--|
| 事業所名 | | | |
| 連絡先 | 電 話 | | |
| | オンライン参加にな った場合のメールア ドレス | | |
| 参加者 | 職名・氏名 | | |

締切 令和4年12月2日

※原則として、リハビリテーションセンターにて現地開催いたします。ただし、県内のコロナウィルス感染拡大状況により、現地開催とオンライン参加のハイブリッド方式を取る予定です。その際に、ご提出いただいたメールアドレスに zoom のミーティング ID とパスコードをお送りいたしますので、現地参加かオンライン参加のどちらかでご参加ください。オンライン参加が難しい事業所様は、メールアドレスのご記入は不要です。

居宅サービス事業所連絡会 実行委員
 朝日介護サービス、一般社団法人 garyu、おかげ、自立ケアシステム、
 高松市社会福祉協議会、訪問介護ステーションさち
 障害者相談支援センターりゅううん、障害者生活支援センター たか
 まつ、相談支援事業所おりがみ、地域活動支援センター クリマ
 高松市障がい者基幹相談支援センター、高松市障がい福祉課

資料③

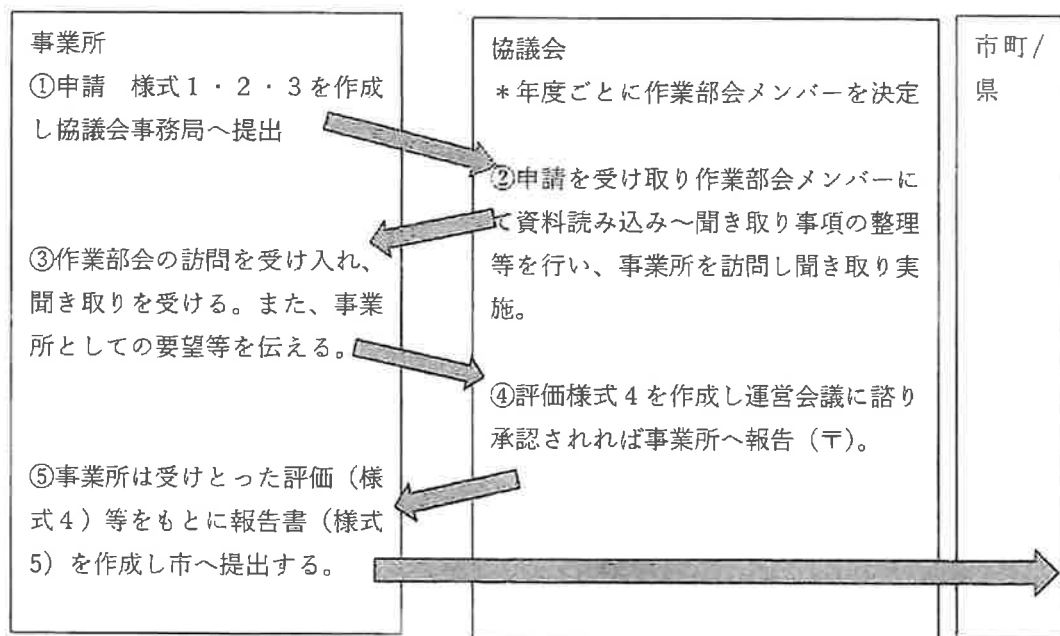
日中支援型 GH における「協議会への報告・評価」について (案)

日中支援型グループホームが地域に開かれたサービスであり、かつその質を確保する視点から、自立支援協議会に定期的に（年 1 回以上）実施状況を報告し評価を受けること等が定められています。高松市より、高松圏域自立支援協議会でのこの件への対応に依頼があり、事務局より提案させていただきます。

○作業メンバー 1 年ごとに交代

検討メンバー：主任相談支援専門員 1 名・事業運営に携わる立場の方（2 事業所）+事務局

○フロー図



○スケジュール

事業所の指定月ごとに提出月を決定しておく

例) コンサフォス SGH 指定月 12 月→毎年 10/1 に申請してもらえば④までが 11 月中旬までに完了する。

○申請は事業所が自発的に行う。できていない事業所には実地指導等で市が指導する（協議会が管理するわけではない）。指定を受けるときに市より各事業所には「協議会への報告・評価」について説明を行う。

日中サービス支援型GHの協議会に係る取扱いについて

○日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

○対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者(日によって利用することができない障害者を含む)であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。

○常時の支援体制の確保について

日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。

なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置する。

○支援の実施について

日中サービス支援型グループホームは、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

○他の日中活動サービスの利用について

日中サービス支援型グループホームは、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるように、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

○基本報酬について

日中サービス支援型グループホームは、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みをしているので、個別支援計画に基づき適切に運用すること。

なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行う場合は日中支援加算(Ⅱ)を算定する。

○共同生活住居について

共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。

なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

○短期入所の併設について

日中サービス支援型グループホームが行う短期入所(空床型を除く)は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行うものとする。

なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

○事業所の単位

日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。

○地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

○事業指定の申請について

都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

○指定計画相談支援について

日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の種類の指定共同生活援助よりも短く3月間とする。

また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。

【関係規定】

基準省令第213条の10(協議の場の設置等)

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

障害者総合支援法第89条の3(協議会の設置)

1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。



高松市公式ホームページ Takamatsu City Official Web Site

もっと高松

活力にあふれ

創造性豊かな

瀬戸の島・高松

総合トップページへ

音声読み上げ・文字拡大

Multilingual

サイトマップ

キーワード検索

検索

[くらしの情報](#)
[観光・文化・スポーツ](#)
[事業者の方](#)

[くらし手続き](#)
[子育て・教育](#)
[健康・福祉](#)
[市の取組み](#)
[市役所総合案内](#)

トップページ くらしの情報 健康・福祉 何かいのある 障害者福祉サービスの事業所の指定・届出・請求関係について 日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会への報告・評価」について

日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会への報告・評価」について

更新日：2022年7月26日

平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）に新たな類型である「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。指定基準第213条の10により、日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の市長がこれに準ずるものとして特に定めるものに対し、定期的に（少なくとも年1回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

また、市長が必要と認める場合には、市長指定の伊勢に準じ、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を市報に提出することとされています。については、具体的な運用について以下のとおり実施することとします。

1 報告・評価について

(1) 評価の観点

- ・ 常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自守した日常生活又は社会生活を営むことができているか。（指定基準213条の3）
- ・ 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られているか。（解釈通知第15-4(3)（3））
- ・ 日中活動サービス等を利用することができず日中を住居で過ごす利用者の支援に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活ができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。（解釈通知第15-4(3)（3））

(2) 報告の流れ

- (1) 事業者は「評価申込書」又は「実施状況報告書」と「事業評価シート」等添付書類を作成の上、当該事業所が所在する市町の自立支援協議会等（以下、市町協議会等）に提出する。

提出方法および添付書類に関しては、各関係市町協議会等に確認してください。

- (2) 市町協議会等が協議会で事業者に対して評価等を行う。
- (3) 市町協議会等は事業者と市に対して「評価結果通知書」により評価結果を通知する。
- (4) 事業者は市町協議会等からの「評価結果通知書」による意見、その他助言等をもとに「評価会議結果報告書」を作成し、県に提出する。

(様式1) 評価申込書(事業者→協議会) (ワード: 32KB)

(様式2) 実施状況報告書 (事業者→協議会) (ワード: 32KB)

(様式3) 事業評価シート (エクセル: 15KB)

(様式4) 評価結果通知書 (ワード: 34KB)

(様式5) 評価会議結果報告書 (事業者→県) (ワード: 16KB)

(提出用参考資料)

2 「評価申込書」又は「実施状況報告書」と「事業評価シート」等添付書類の提出時期

指定事業者から市町協議会等への提出時期は、当該市町協議会等が別に定める期日までとするので、詳細な内容については、当該市町協議会等に確認してください。

なお、これから新規に指定を受ける場合で、事前に市町協議会等から評価を受け、その内容を市報に提出

便利ナビ

- 結婚
- 妊娠
- 出産
- 子育て
- 入学
- 引越し
- 住まい
- 就職
- 通学
- 高齢者
- 介護
- お休み

情報が見つからないときは

よくある質問

障害者福祉サービス等の事業所の指定・届出・請求関係について

[障害者福祉サービス等の事業所の指定・届出・請求関係について](#)
[障害者福祉サービス等の事業所の指定・届出・請求関係について](#)
[障害者福祉サービス等の事業所の指定・届出・請求関係について](#)
[令和3年度指定障害福祉サービス事業所等関係資料](#)
[令和2年度指定障害福祉サービス事業所等関係資料](#)
[令和元年年度指定障害福祉サービス事業所等関係資料](#)
[平成30年度指定障害福祉サービス事業所等関係資料](#)
[平成29年度第2回指定障害福祉サービス事業所等関係資料](#)
[平成29年度第1回指定障害福祉サービス事業所等関係資料](#)
[平成26年度第2回指定障害福祉サービス事業所等関係資料](#)
[障害者福祉サービス等の事業所の指定・届出・請求関係について](#)

する必要があるとされた場合は、高松市への指定申請時に他の必要書類と同時に「評価会議結果報告書」を提出することとするので、余裕を持った準備期間と事前相談をおすすめします。
既に指定を受けている場合は、1回目は指定後1年以内、以後は1年毎に当該市町協議会等へ「実施状況報告書」と「事業評価シート」等添付書類を提出するものとします。

Tweet いいね! 0 LINEで送る

お問い合わせ

このページは[さがい福祉援](#)が担当しています。
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号本庁舎2階
電話：087-839-2333
ファクス：087-821-0086
Eメール：syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

この情報は役に立ちましたか？

市ホームページより使いやすくわかりやすいものにするために、皆様のご意見をお聞かせください。

質問：このページの内容は役に立ちましたか？

役に立った 役に立たなかった

質問：このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった 見つけにくかった

送信

ページ上部へ

- [施設外就労の実施報告](#)
- [指定協議会誌（入所）（身・知）](#)
- [指定協議会サービス担当者との協定手続について](#)
- [相談支援事業（一発・一括・簡易型）の指定手続について](#)
- [指定協議会サービス事業者の指定の変更について](#)
- [日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会への報告・評価」について](#)
- [業務管理体制](#)
- [特別地域加算](#)
- [事業所情報](#)
- [指定の要請が施設等にかかる制度改正係開会資料](#)
- [2023年度支援型共同生活援助事業申請書様式](#)
- [指定協議会自立支援給付調整委員会](#)
- [市福祉事務](#)
- [利用回数に係る地域での適用を受ける日中活動サービス等に係る（変更）型出](#)
- [指定協議会共同生活](#)
- [高松市社会福祉協議会の入所、給付、指定等の決定に関する条例の決定について](#)
- [市福祉事務所入居申請コミュニケーション・アクション支援型支援給付調整委員会](#)
- [介護給付調整委員会に係る届出様式](#)
- [法令・通知・Q&A等](#)
- [就労支援型等の会計処理基準](#)
- [介護給付調整委員会に係る支給決定事務等について（要請事項要領）](#)



〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
電話:087-839-2011 (代表)
法人番号1000020372013

高松市役所へのアクセス

[リンク集](#) | [このサイトについて](#) | [お問い合わせ](#)

Copyright © Takamatsu City, All rights reserved.

(様式1)

日中サービス支援型共同生活援助 評価申込書
b

年 月 日

高松圏域自立支援協議会 会長殿

(申込者)

所在地

法人名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助を実施するに当たり、助言等を受けたいので、関係書類を添付して申し込みます。

記

- 1 事業所名 (予定)
- 2 事業所所在地 (予定)
- 3 事業の開始年月日 (予定)

(添付書類)

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業計画シート (様式3)
- ※その他法人が説明で必要とする書類

(様式2)

日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書

年 月 日

高松圏域自立支援協議会 会長殿

(申込者)

所在地

法人名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等について、関係書類を添付して報告します。

記

1 事業所名

2 事業所所在地

3 事業の開始年月日

(添付書類)

- ・日中サービス支援型共同生活援助事業評価シート (様式3)
- ・前回の事業評価シートの写し等

(様式3) 事業評価シート

| 項目 | 【事業所記入欄】 | | |
|----------|------------|---|---|
| 1.施設概要 | 法人名 | | |
| | 事業所名 | | |
| | 事業所所在地 | | |
| | 定員（共同生活援助） | 人 | |
| | 定員（短期入所） | 人 | |
| | 共同生活住居数 | 戸 | |
| | | 【住居の内訳】 | 【定員数の内訳】 |
| | | (住居名を記載) | 人 |
| | | (住居名を記載) | 人 |
| | | (住居名を記載) | 人 |
| 2.人員配置 | 管理者 | 人 | |
| | サービス管理責任者 | 人 | |
| | 【日中】 | | |
| | 世話人 | (実配置職員数) 人 | |
| | | (常勤換算後) 人 | |
| | 生活支援員 | (実配置職員数) 人 | |
| | | (常勤換算後) 人 | |
| | 【夜間】 | | |
| | 世話人 | (実配置職員数) 人 | |
| | | (常勤換算後) 人 | |
| | 生活支援員 | (実配置職員数) 人 | |
| | | (常勤換算後) 人 | |
| 3.利用者の状況 | 支援区分 | 身体障害 | 区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 |
| | | 知的障害 | 区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 |
| | | 精神障害 | 区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 |
| | | 難病等 | 区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人 |
| | 年齢 | 50代以上： 人、50代： 人、40代： 人、30代： 人、 20代： 人、10代： 人 | |
| | 利用者の障害特性等 | 医療的ケアの必要な者 | 人 |
| | | 強度高度障害のある者 | 人 |
| | | その他 | 人 |

| | | |
|----------------|--|--|
| 4.運営状況 | 日中をGH内で過ごす利用者に対してどのような支援を行っているか。 | |
| | 外出や余暇活動等は実施しているか。 | |
| | 家族や地域との交流の機会を設けているか | |
| | 日中をGH内で過ごす利用者が地域との関係が希薄にならないためにどのような取組をしているか。 | |
| | 医療機関とはどのような連携体制をとっているか。(医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康チェック方法等) | |
| | 利用者の権利擁護の配慮のための取組を行っているか。 | |
| | 相談支援事業所は別法人の事業所を利用することで公平さを確保できているか。 (同一法人の相談支援事業所を活用している場合はその理由は何か。) | |
| | 他の外部サービスを利用できているか。また利用者の外部サービスに対するニーズを把握できているか。 | |
| | 短期入所は緊急時利用に対応できているか。 | |
| | 協議会からの要望、助言にはどのように対応しているか(対応する予定か。) | |
| その他(事業所独自の取組等) | | |

(様式4)

日中サービス支援型共同生活援助指定（運営）に係る
評価結果通知書

年 月 日

殿

高松圏域自立支援協議会
会長

評価申込書

日中サービス支援型共同生活援助の 実施状況報告書 提出を受け、協議会で協議した
結果、下記のとおり評価したので通知します。

記

| | |
|----------------------|--|
| 1. 事業所名 | |
| 2. 事業所所在地 | |
| 3. 事業の開始年月日 | |
| 4. 事業評価シートの内容に対する意見等 | |
| 5. その他助言等 | |

(様式5)

評価会議結果報告書

年 月 日

(宛先)

高松市長 殿

(報告者)

所在地

法人名

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助評価会議において、高松圏域自立支援協議会の評価等を受けたので報告します。

記

1 事業所名

2 事業所所在地

3 評価会議開催日時 年 月 日 時

4 評価会議結果の公開方法

5 評価内容

| 評価項目 | 指摘事項、助言、要望 | 指摘事項等への対応方針 |
|--------|------------|-------------|
| 施設概要 | | |
| 人員配置 | | |
| 利用者の状況 | | |
| 運営状況 | | |
| その他 | | |

事務連絡
令和4年 10月20日

就労継続支援B型事業所
管理者 殿

高松圏域自立支援協議会
会長 [REDACTED]

令和4年度 高松圏域における就労継続支援B型事業所見学会実施のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、高松圏域自立支援協議会の活動につきまして、多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日、皆様にご回答いただきました「就労継続支援B型事業所の係るアンケート」では、多数の事業所の皆様から見学会への参加の希望がございましたので下記の通り見学会を開催する運びになりました。

ご多用中、大変恐縮でございますが、ご参加を賜りますようお願い申し上げます。

【見学会実施について】

1. 期 間：令和4年11月14日（月）～11月27日（日）10:00～15:00
※詳しい日程については申込後に調整いたします。
2. 対 象：高松市・三木町・直島町に住所地がある就労継続支援B型事業所（多機能型含）
3. 内 容：就労継続支援B型事業所（見学先8事業所より選択）の見学会
4. 申込方法：「見学会受入スケジュール」及び「事業所紹介カード」を参考に、申込書にご記入いただいた上でメールもしくはFAXにて下記までご返信ください。
5. 提出期限：令和4年10月28日（金）
6. 提 出 先：高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

【問合せ先・提出先】

高松市障がい者基幹相談支援センター
中核拠点（担当：[REDACTED]）
〒760-0066 高松市福岡町二丁目24番10号
高松市社会福祉協議会内
TEL 087-880-7012
FAX 087-880-7013
Mail takamatsukikan@ca.pikara.ne.jp

資料③ 高松圏域自立支援協議会 B型事業所連絡会の方向性について

① 事業所見学会の実施に向けて

【目的】

B型事業所間の交流を提出することで、顔の見える関係作り、お互いを高め合う環境を整える。

【方法】

B型事業所に一斉メールを行い、見学受入の可否、見学したい事業所、見学したい理由（視点）を記入してもらう。ピックアップされた事業所と連絡を取り、見学の可否を確認する。見学の受入れ方については事業所の意見を優先する。

② 座談会の実施に向けて

【目的】

講義形式の勉強会ではなく、テーマごとの事業所見学に参加した感想や日頃の困っている事をざっくばらんに話せる場にする。行政に届けたい現場の声を共有する場にしたい。行政の担当者にも参加してもらいたい。

議題③ 年間スケジュール

- 7月 事業所宛てに一斉メール送信/アンケートの集約
- 11月 第1回の事業所見学実施
- 12月 事務局会の実施
- 1月 座談会開催

作成日：R4年11月12日

令和4年度第6回 高松圏域自立支援協議会 運営会議議事録

| | |
|-------|--|
| 日付 | 令和4年11月11日（金） |
| 時間 | 9：20～10：50 |
| 開催会場 | かがわ総合リハビリテーション福祉センター第1研修室 |
| 参加機関等 | 高松市社会福祉協議会地域福祉課、香川中部養護学校、高松養護学校、高松市障がい福祉課、かがわ総合リハビリテーション成人支援施設、障害者・就業生活支援センターオーブ、障害者地域生活支援センターほっと、障害者生活支援センターあい、相談支援センターりゅうん、発達障害者支援センターアルプスカがわ、地域生活支援センターこだま、相談支援事業所ライブサポートセンター、地域活動支援センタークリマ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 順不同 計18名 |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 議題1：テーマ1 災害時を見据えた障害者の支援をどのように展開するべきか？ | |
| 議事 | <p>資料①</p> <ul style="list-style-type: none">○令和4年11月～令和5年の流れを確認○モデルケース選定について<ul style="list-style-type: none">・体調地域は災害無し14町を除くすべての地区を対象とする・ケースによっては複数の部会に関係する場合がある。モデル選出をどの部会からいくつおこなうかは事務局で検討し周知する。・モデルケースは障がい福祉サービス利用しているケースと、利用していないケースの両方が出るように選出する。・各部会から選出されたケースの中から、どのケースをモデルケースとして取り組むかは運営会議にて協議し決定する。・今回は事前避難できる水害時に限り検討し、在宅生活されている方をモデルケースとする。・モデルケース決定後は検討チームが進捗確認をおこない、運営会議にて報告を上げていく。 <p>【意見、質問など】</p> <ul style="list-style-type: none">・（当事者団体・家族会連絡会）10月に防災に関する意見交換会を実施し |

| | |
|-------|--|
| | <p>た。福祉避難所があるが、障がい種別で別れていない福祉避難所へ行っても迷惑をかけると感じている人がいることが分かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（高松市社会福祉協議会）福祉避難所に関しては他県でも適切に運営できた地域は少ない。受け入れる側の理解も必要。どのような人が避難するかという想定が全くないので、避難所から福祉避難所へ行くことが予想される方をピックアップすることも必要だと感じる。ケースを通じてイメージを固める必要がある。 ・（医療的ケア部会）課題を出してもらうためにモデルケースとして選出しても良いのか？→良い。地域はどのような方が困るか予想ができていない。地域に実際の状況を知ってもらう必要がある。 |
| 決定事項 | |
| 今後の動き | 事務局で①②について整理し、次回運営会議にて共有する |

| | |
|---|---|
| 議題 2：テーマ2 ヘルパーの横の繋がりを作り、地域課題の対応について検討する | |
| 議事 | <p>○居宅事業所連絡会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月21日開催予定の居宅サービス事業所連絡会の概要について共有。感染症予防のためのガウンテクニックの実技、困りごとの共有等を予定している。 ・対象となる事業所へ11月19日案内を発信した。 ・今後は3カ月毎に開催をしていきたい。 |

| | |
|--------------|--|
| 議題 3：各部会より報告 | |
| 議事 | <p>○就労支援部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント情報の周知 ① 障がい者就労相談会（当事者向け）令和5年1月18日 ② 香川障がい者雇用セミナー（企業向け）令和5年2月15日 <p>○精神保健福祉部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢の精神障害者支援に関する研修 11月21日 ピアサポート活動推進について。活動促進パンフレット作成中。ピアサポーターになりたい方向け、ピアサポートを受けたい方向けの2種類作成中。 ・医療と福祉の連携会は2月15日開催予定。前はZoomで実施したが、今回は対面開催をする予定。 <p>○身体障害者部会</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の対応については運営会議で協議している内容を適宜共有している。 |

災害時対応に関する講演会の開催を検討中。避難行動要援護者台帳登録や、個別避難計画を作成された当事者から講話いただく予定。

精神保健福祉部会が取り組んでいるピアサポート活動に関するパンフレットを検討段階で確認し、意見を出した。

○知的障害者部会

親亡き後ワーキンググループでは緊急時に必要な持ち物リストを作成しており、完成後ホームページにも掲載する。

地域移行ワーキンググループでは入所施設に生活拠点があり特別支援学校に在籍している方の卒業後の住まいの場について検討を進めたい。卒業後の住まいが見つからないケースが増えてきている。児童養護施設や香川県子ども女性相談センターにも協力いただき検討していきたい。

それぞれワーキンググループで取り組んでいることを2月に全体で共有する機会を持つ予定。

○発達障害部会

高校生生活ガイドブックについて。これまで個別に活用の声掛けしてきたが、活用が進まない。PR のチラシ、を作成したので高校の進路指導や生活指導担当者、特別支援コーディネーターへ届くよう発送した。

○こども部会

進捗無し

○医療的ケア部会

医療的ケア児等支援コーディネーター養成講座受講後のフォローアップ研修の充実を図る取り組みを開始。研修を受講した高松圏域内の相談支援専門員を対象とした研修を12月19日に実施する。

○当事者団体・家族会連絡会

10月13日防災に関する意見交換会を開催した。対面だけでなく、Zoomでも参加可能とした。福祉避難所へ行くまでのことを考えたい、避難するには日頃からの関係が必要、まずは自助をしっかりと考えたい、避難することで他者に迷惑をかけるという気持ちがある一方で迷惑だと考えてはいけなという意見が出た。また、福祉避難所が障がい種別になっていないので受け入れてもらうことが難しいのではないかと感じてしまうという意見もあった。

→（高松市障がい福祉課より）高松市で避難行動要支援者台帳対象となる方のうち、登録されている方は20%程度となっている。今後福祉避難所についても具体的な受け入れについて変わってくる可能性がある。

○事務局

・B型事業所連絡会

参加者から出た「実際に他の事業所を見学したい」という意見を受けて、見学会を開催することとなった。協力していただける8事業所に18事業所73名が見学予定となっている。令和5年1月には座談会を開催予定。

・日中支援型グループホームについて

行政から対応依頼がきており、事業所評価を協議会でおこなうこととなった。作業メンバーを決め取り組む予定で、メンバーは相談支援専門員・事業所運営に関する方・協議会事務局で構成する。

評価はグループホームが自主的にすることであり、協議会へ評価依頼の書類提出後、作業メンバーで取り組むこととなる。

・モニタリング結果検証について

香川県自立支援協議会と香川県相談支援専門員協会が委託を受けて取り組んでおり、合同で研修会を実施した。ケアマネジメントをお互いに評価し、支援力を高めることが目的であり、それぞれの圏域で実情に合った方法で広めていく必要がある。高松圏域では相談支援部会を中心に取り組んでいきたい。